

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 中期目標期間(見込)評価実施要領の一部改正案(新旧対照表)

新	旧																																
前文及び1～4 略	前文及び1～4 略																																
5 項目別評価及び総合評価 別添資料のとおり、大項目別の評価及び総合評価を行う。<u>大項目別の評価については、原則としてあらかじめ定めた基準に基づき評価を行い、総合評価については、各大項目の評価結果を基本としつつ、法人全体の業務実績等を総合的に勘案して評価を行う。</u>なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期目標及び中期計画の進捗状況について、記述式による評価を行う。 (1)大項目評価 ア 評価区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。 イ 中期目標期間中の各年度評価における大項目の評価を、次のとおり点数に換算し、<u>その合計点を中期目標期間の年数で除して得た平均点を基本的な目安とする。</u> <table><tr><td>評価区分</td><td>S</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>点数</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr></table> ウ 評価区分と平均点の関係は次のとおりとする。 <table><tr><td><u>評価区分</u></td><td><u>大項目評価の 換算点数の平均点（目安）</u></td></tr><tr><td><u>S</u></td><td><u>4. 5点～</u></td></tr><tr><td><u>A</u></td><td><u>3. 5点～4. 5点</u></td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>2. 5点～3. 5点</u></td></tr></table>	評価区分	S	A	B	C	D	点数	5	4	3	2	1	<u>評価区分</u>	<u>大項目評価の 換算点数の平均点（目安）</u>	<u>S</u>	<u>4. 5点～</u>	<u>A</u>	<u>3. 5点～4. 5点</u>	<u>B</u>	<u>2. 5点～3. 5点</u>	5 項目別評価及び総合評価 別添資料のとおり、大項目別の評価及び総合評価において中期目標及び中期計画の達成状況について評価を行う。なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期目標及び中期計画の進捗状況について、記述式による評価を行う。 (1)大項目評価 ア 評価区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。 イ 中期目標期間中の各年度の年度評価における評価区分を、次のとおり点数に換算し評価点とする。期間中の各年度の大項目評価がすべて「3」の場合の合計を標準点とし、標準点に対する評価点の割合（％）により評価を行う。 <table><tr><td>評価区分</td><td>S</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>点数</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr></table> ウ 評価区分と業務実績の関係は次のとおりとする。	評価区分	S	A	B	C	D	点数	5	4	3	2	1
評価区分	S	A	B	C	D																												
点数	5	4	3	2	1																												
<u>評価区分</u>	<u>大項目評価の 換算点数の平均点（目安）</u>																																
<u>S</u>	<u>4. 5点～</u>																																
<u>A</u>	<u>3. 5点～4. 5点</u>																																
<u>B</u>	<u>2. 5点～3. 5点</u>																																
評価区分	S	A	B	C	D																												
点数	5	4	3	2	1																												

新		
	C	1. 5点～2. 5点
	D	～1. 5点
① 中期目標期間見込評価		
評価区分	判断の目安となる業務実績	
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成することが見込まれる (削除)	
A	中期目標・中期計画を上回って達成することが見込まれる (削除)	
B	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる (削除)	
C	中期目標・中期計画を下回ることが見込まれ改善を要する (削除)	
D	中期目標・中期計画を大幅に下回ることが見込まれ抜本的な改善が必要 (削除)	
② 中期目標期間評価		
評価区分	判断の目安となる業務実績	
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成している (削除)	
A	中期目標・中期計画を上回って達成している (削除)	
B	中期目標・中期計画を概ね達成している (削除)	

旧		
① 中期目標期間見込評価		
評価区分	判断の目安となる業務実績	
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成することが見込まれる (標準点に対する評価点の割合 120%以上)	
A	中期目標・中期計画を上回って達成することが見込まれる (標準点に対する評価点の割合 100%以上 120%未満)	
B	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる (標準点に対する評価点の割合 80%以上 100%未満)	
C	中期目標・中期計画を下回ることが見込まれ改善を要する (標準点に対する評価点の割合 60%以上 80%未満)	
D	中期目標・中期計画を大幅に下回ることが見込まれ抜本的な改善が必要 (標準点に対する評価点の割合 60%未満)	
② 中期目標期間評価		
評価区分	判断の目安となる業務実績	
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成している (標準点に対する評価点の割合 120%以上)	
A	中期目標・中期計画を上回って達成している (標準点に対する評価点の割合 100%以上 120%未満)	
B	中期目標・中期計画を概ね達成している (標準点に対する評価点の割合 80%以上 100%未満)	

新		旧	
C	中期目標・中期計画を下回っており、改善を要する <u>(削除)</u>	C	中期目標・中期計画を下回っており、改善を要する (標準点に対する評価点の割合 60%以上 80%未 満)
D	中期目標・中期計画を大幅に下回っており、抜本的 な改善が必要 <u>(削除)</u>	D	中期目標・中期計画を大幅に下回っており、抜本的 な改善が必要 (標準点に対する評価点の割合 60% 未満)

(2)総合評価

ア 評価区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とし、各評
定区分における判断の目安となる業務実績については、
(1)大項目評価のウに掲げるそれぞれの表のうち、「判断の
目安となる業務実績」の欄と同様とする。

イ 大項目の評価を次のとおり点数に換算し、その合計点を
大項目の数で除して得た平均点を基本的な目安とする。

評価区分	点数
<u>S</u>	<u>5</u>
<u>A</u>	<u>4</u>
<u>B</u>	<u>3</u>
<u>C</u>	<u>2</u>
<u>D</u>	<u>1</u>

ウ 評価区分と平均点の関係は次のとおりとする。

評価区分	大項目評価の 換算点数の平均点(目安)
<u>S</u>	<u>4.5点～</u>
<u>A</u>	<u>3.5点～4.5点</u>

新			旧
<u>B</u>	<u>2. 5点～3. 5点</u>		
<u>C</u>	<u>1. 5点～2. 5点</u>		
<u>D</u>	<u>～1. 5点</u>		
<u>※平均点が評価区分の境界値（1. 5点、2. 5点、3. 5点又は4. 5点）となる場合は、大項目ごとの重要性、特筆すべき成果や課題等を勘案し、総合的に評価を決定する。</u> <u>エ 平均点はあくまで目安を示すものであり、平均点のみをもって機械的に総合評価を決定するものではない。</u> <u>オ 平均点を基本的な目安としつつ、法人にとって特に重要な分野の達成状況及び特定の大項目における顕著な成果や課題、次項に掲げる事項等を総合的に勘案するものとする。</u>			
<u>(3)</u> 次の場合で、法人から報告書等において十分な説明があった場合には評価において考慮する。 ア 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合 イ 外部要因に対して法人が自主的な努力を行った場合 ウ 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合			<u>(2)</u> 次の場合で、法人から報告書等において十分な説明があった場合には評価において考慮する。 ア 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合 イ 外部要因に対して法人が自主的な努力を行った場合 ウ 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合